小田原市共創事業推進懇談会開催要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

小田原市長　加　藤　憲　一

小田原市共創事業推進懇談会開催要綱

（趣旨）

第１条　市、小田原医師会及び常葉大学の三者間で締結した「健康増進環境の質向上に向けた医療・地域連携モデル共創事業に関する連携協定」に基づき、医療と地域の運動資源が連携した運動療法の実装モデルの構築に向けた共創事業の円滑な推進について、関係者相互の意見交換を行うため、小田原市共創事業推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（懇談事項）

第２条　懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

(1) 事業の進捗管理及び実施計画に関すること。

(2) 実装モデルの構築に係る技術的な検討に関すること。

(3) 事業の評価及び次年度以降の展開に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事項。

（構成員）

第３条　懇談会は、次に掲げる者により構成する。

(1) 小田原医師会が推薦する医師

(2) 常葉大学の教職員

(3) 市職員

(4) その他市長が必要と認める者

（会議）

第４条　懇談会は、市長が開催する。

２　懇談会の進行は、福祉健康部健康づくり課の職員が行う。

（関係者の出席）

第５条　市長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、懇談会への出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議及び資料の公開）

第６条　懇談会の会議及び資料等は、原則として公開する。懇談会の会議及び資料等は、原則として公開する。ただし、小田原市情報公開条例（平成１４年小田原市条例第３２号）第２４条ただし書に規定する場合は除く。

（庶務）

第７条　懇談会の事務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。